

役員及び評議員の報酬等 並びに費用に関する規則

目 次

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規則

- 第1条【目 的】
- 第2条【定義等】
- 第3条【報酬等の支給と額の決定】
- 第4条【報酬の支給日】
- 第5条【報酬等の支給方法】
- 第6条【費 用】
- 第7条【公 表】
- 第8条【改 廃】
- 第9条【補 則】

附 則

常勤役員と非常勤役員等の報酬

- 別表第1 常勤役員の年間報酬総額
- 別表第2 非常勤役員等の報酬
- 別表第3 常勤役員退職手当(慰労金)の算出要領

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規則

第1条【目的】

この規則は、公益財団法人仏教伝道協会(以下、「協会」という。)の「定款」第3章 評議員及び評議員会 第1節 評議員 第18条【報酬等】及び第4章 役員等及び理事会 第1節 役員等 第36条【報酬等】の規定に基づき、当協会の役員及び評議員の報酬等並びに費用に関して必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

第2条【定義等】

この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、当協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

第3条【報酬等の支給と額の決定】

当協会は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 当協会の常勤役員の報酬は別表第1「年間報酬総額」に定める金額の範囲内とし、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。
- 3 非常勤役員等の報酬は別表第2「非常勤役員等の報酬」の定める額とする。
- 4 全評議員の報酬総額は、「定款」第18条【報酬等】に定める金額の範囲とし、各評議員の報酬は別表第2「非常勤役員等の報酬」に定める額とする。
- 5 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ別表第3「常勤役員退職手当(慰労金)の算出要領」に定められた退職慰労金を理事会の承認を得て支給することができる。
- 6 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任または死亡

により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとし、その額は別表第3「常勤役員退職手当(慰労金)の算出要領」に定める算式により算出される額とする。ただし、当協会に対し、特別の功労があったと認められる場合はこれに別途加算することがある。

- 7 前第6項にかかわらず、非常勤理事として20年以上勤務するか、15年以上の勤務期間中、代表理事を5年以上円満に勤め、かつ任期満了、辞任または死亡により退任した者で特別の功労があったと認められる場合には、一人上限を100万円として、理事会の承認を受け退職慰労金を支給できる事とし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

第4条【報酬の支給日】

常勤役員の報酬は、月額をもって毎月一定の定まった日に支払い、非常勤役員等にあつては、理事会、評議員会、監事会等の出席および職務執行等、必要の都度、支払うものとする。

- 2 非常勤の会長、理事長の報酬は、月額をもって毎月一定の定まった日に支払い、年間報酬総額と差額がある場合は、期末に支払うものとする。

第5条【報酬等の支給方法】

報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出があつた立替金、積立金等を控除して支給する。

第6条【費用】

当協会は、役員等がその職務執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあつた日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、職員に支給する通勤手当に準じ、通勤費を支給する。
- 3 役員等には、出張に要する旅費(宿泊費を含む。)を、「国内旅費規程」、「海外旅費規程」に基づき出張費として支給することができる。

第7条【公表】

当協会は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第8条【改 廃】

この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

第9条【補 則】

この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、公益法人の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

以 上

(平成24年11月24日 評議員会決議)

(平成27年5月25日 改定)

(平成27年5月25日 評議員会みなし決議)

(平成28年6月23日 改定)

(平成28年6月23日 評議員会決議)

(平成29年6月23日 改定)

(平成29年6月23日 評議員会決議)

(令和3年6月25日 改定)

(令和3年6月25日 評議員会決議)

「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則」別表
常勤役員と非常勤役員等の報酬

別表第1 常勤役員の年間報酬総額

一人年間報酬総額2,000万円までの範囲内で支払うことができる。

別表第2 非常勤役員等の報酬

非常勤役員等の報酬は理事会、評議員会、監事会等の出席の都度、一人一律5万円(手取り)を支払うものとする。また、理事長の委嘱を受けて職務を執行したときは、必要に応じ、5万円を限度として報酬を支払うものとする。

会長:非常勤理事が会長となる場合は、年間報酬総額を200万円とする。ただし、理事会、評議員会、監事会その他委員会等の出席の謝金は支給しない。

理事長:非常勤理事が理事長となる場合は、年間報酬総額を300万円とする。ただし、理事会、評議員会、監事会その他委員会等の出席の謝金は支給しない。

別表第3 常勤役員退職手当(慰労金)の算出要領

算式:退任時の報酬月額×在任期間(歴月数)×係数0.14

退職慰労金を算出する上での役員在任期間は25年間を上限とする。

ただし、当協会に対し、特別の功労があったと認められる場合はこれに別途30%を上限として加算することができる。